

日常生活用具一覧

【介護・訓練支援用具】

品目	対象者	耐用年数	基準額	備考
特殊寝台	下肢又は体幹機能障害2級以上の者又は難病患者等であって、寝たきり状態にある者。ただし、この告示による訓練用ベッドの給付を受けた者は給付の対象としない。	8年	154,000円	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。
特殊マット	療育手帳の障害の程度が重度以上、下肢又は体幹機能障害1級（常時介護を要する者に限る。）の者（原則として3歳以上）又は難病患者等であって寝たきりの状態にある者	5年	19,600円	褥瘡の防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの。
特殊尿器	下肢又は体幹機能障害1級（常時介護を要する者に限る。）の者（原則として学齢児以上）又は難病患者等であって、自力で排尿できない者	5年	67,000円	尿が自動的に吸引されるもので、障害者等又は介護者が容易に使用し得るもの。
入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上（入浴に当たって、家族等他人の介護を要する者に限る。）の者（原則として3歳以上）	5年	82,400円	障害者等を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの。
体位変換器	下肢又は体幹機能障害2級以上（下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。）の者（原則として学齢児以上）又は難病患者等であって寝たきりの状態にある者	5年	15,000円	介助者が障害者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。
移動用リフト	下肢又は体幹機能障害2級以上の者（原則として3歳以上）又は難病患者等であって下肢又は体幹機能に障害のある者	4年	159,000円	介護者が障害者等を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。
訓練いす（児のみ）	下肢又は体幹機能障害2級以上の者（原則として3歳以上の児童）	5年	33,100円	原則として附属のテーブルを付けるものとする。
訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障害2級以上の者（原則として学齢児以上の児童）又は難病患者等であって下肢又は体幹機能に障害のある者	8年	159,200円	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの

【自立生活支援用具】

品目	対象者	耐用年数	基準額	備考
入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害者児であって、入浴に介護を必要とする者（原則として3歳以上）又は難病患者等であって入浴に介助を要する者	8年	90,000円	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者等又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。
便器	下肢又は体幹機能障害2級以上の者（原則として学齢児以上）又は難病患者等であって常時介護を要する者	8年	4,450円 （手すりつきの場合 は、5,400円）	障害者等が容易に使用し得るもの（手すりをつけることができる。）。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。
頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害を有している者、又は療育手帳の障害程度が重度以上の者で、転倒等により頭部を強打する恐れのある者	3年	(ア) 15,200円 (イ) 36,750円	ヘルメット型で、転倒の際に頭部を保護できる性能を有するもの (ア) スポンジ又は革を主材料にするもの (イ) スポンジ、革又はプラスチックを主材料とするもの
T字状・棒状のつえ	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、移動等において介助を必要とする者	3年	3,000円	障害者等が容易に使用し得るもの。
移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者（原則として3歳以上）又は難病患者等であって下肢が不自由な者	8年	60,000円	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 (ア) 障害者等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 (イ) 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。
特殊便器	療育手帳の程度が重度以上で訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者及び上肢障害2級以上	8年	151,200円	温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。

	の者(原則として学齡児以上)又は難病患者等であつて上肢機能に障害のある者			
火災警報器	療育手帳の程度が重度以上又は身体障害者手帳の障害等級2級以上若しくは精神障害者保健福祉手帳の障害等級1級(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	8年	15,500円	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの。
聴覚障害者用火災警報器	聴覚障害3級以上の者で火災発生の感知が著しく困難な者	10年	46,800円	(ア) 火災警報器 室内の火災を煙又は熱により感知したときに音及び光を発し、火災警報信号送信機に信号を送ることができるもの (イ) 火災警報信号送信機及び火災警報信号受信機 火災警報器の警報を感知し、信号を送信できる送信機及びその信号を受信し、光又は振動等により周りに危険を知らせることができる受信機(送信機は警報器に内臓されているものも含む。) 火災警報器に接続可能な屋内信号装置の給付を受けている者が当該用具の給付を受けるときは、火災警報器のみの給付とする。ただし、この告示による火災警報器の給付を受けた者は給付の対象としない。
自動消火器	療育手帳の程度が重度以上又は身体障害者手帳の障害等級2級以上若しくは精神障害者保健福祉手帳の障害等級1級の者(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)又は難病患者等で	(ア) 8年 (イ) 5年	(ア) 28,700円 (イ) 18,900円	(ア) 室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消化液を噴射し、初期火災を消火し得るもの。 (イ) 地震等による揺れを感知し、ガスコンロの火

	あつて火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯((ア)のみ)			を自動的に消火するもの(地震感知安全装置)。 ※重複給付可
電磁調理器	療育手帳の程度が重度以上で18歳以上の者又は視覚障害2級以上の者	6年	41,000円	障害者等が容易に使用し得るもの。
歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上の者(原則として学齢児以上)	10年	7,000円	視覚障害者が容易に使用し得るもの。
聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害 2級	10年	87,400円	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの。
食事支援ロボット	次の①から③の要件をすべて満たすもの。 ①上肢機能障害1級かつ下肢機能障害1級の者 ②用具の操作が理解・習得できるもの。 ③医学的意見書により必要と認められるもの。	5年	429,100円	障害者等が容易に使用し得るもの

#### 【在宅療養等支援用具】

品目	対象者	耐用年数	基準額	備考
透析液加温器	腎臓機能障害3級以上で自己連続携帯式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者(原則として3歳以上)	5年	51,500円	透析液を加温し、一定温度に保つもの。
ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者であつて、必要と認められる者(原則として学齢児以上)又は難病患者等であつて呼吸器機能に障害のある者	5年	36,000円	障害者等が容易に使用し得るもの。
電気式たん吸引器	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者であつて、必要と認められる者又は難病患者等であつて呼吸器機能に障害のある者	5年	56,400円	障害者等が容易に使用し得るもの。
酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者(原則として学齢児以上)	10年	17,000円	障害者等が容易に使用し得るもの。
視覚障害者	視覚障害2級以上の者	5年	9,000円	視覚障害者が容易に使用

用体温計 (音声式)				し得るもの。
視覚障害者 用体重計	視覚障害2級以上の者	5年	18,000円	視覚障害者が容易に使用し得るもの。
地デジ対応 ラジオ	視覚障害2級以上の者	6年	29,000円	テレビ音声及びAM/FM放送を受信する機能を有し、かつ、災害時の緊急放送を受信するものであり視覚障害者が容易に使用し得るもの。
視覚障害者 用音声血圧計	視覚障害2級以上の者であって常時血圧管理が必要だと認められる者(医師の意見書が必要)	5年	15,000円	視覚障害者が容易に使用し得るもの。
人工呼吸器 用自家発電機又は外部 バッテリー	在宅で人工呼吸器を装着している身体障害者等	5年	100,000円	居宅で使用する人工呼吸器に接続することで、人工呼吸器の稼働が可能な電力を供給でき、対象者又は介助者が容易に使用し得るもの。 ただし、給付は、自家発電機又は外部バッテリーのいずれか1種目とする。

※人工呼吸器用自家発電機について

- ・ガソリン、カセットボンベの購入費、点検・整備費などの費用は助成対象外です。
- ・市販の製品の多くが精密医療機器を使用した場合の「動作保証」を行っていませんのでご注意ください。
- ・直接、医療機器につなげて使用すると故障する可能性があるため、必ず外付けの専用バッテリーに充電してから使用するなどの対策を講じてください。
- ・当該助成により購入した発電機等を使用したことによる各医療機器等の故障、不具合等について市は一切の責任を負いません。

【情報・意思疎通支援用具】

品目	対象者	耐用年数	基準額	備考
携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障害者又は肢体不自由者であって、発声・発語に著しい障害を有する者(原則として学齢児以上)	5年	98,800円	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者等が容易に使用し得るもの。
情報・通信支援用具	上肢機能障害又は視覚障害2級以上の者	5年	100,000円	障害者等がコンピュータを使用する場合に必要な周辺機器、アプリケーションソフト等(本体除く。)

点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者(原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級)の者(原則として学齢児以上)	6年	383,500円	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの。
点字器	視覚障害2級以上の者	標準型 7年	10,400円	視覚障害者が容易に使用し得るもの。
		携帯用 5年	7,200円	
点字タイプライター	視覚障害2級以上の者(本人が就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれる者に限る。)	5年	63,100円	視覚障害者が容易に使用し得るもの。
視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害者(児)であって必要と認められる者(原則として学齢児以上)ただし、録音再生機については視覚障害2級以上に限る。	6年	録音再生機 89,800円  再生専用機 36,750円	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音及び当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者が容易に使用し得るもの。
視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害2級以上の者(原則として学齢児以上)	6年	115,000円	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者が容易に使用し得るもの。
視覚障害者用拡大読書器	視覚障害者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者(原則として学齢児以上)	8年	198,000円	画像入力装置を印刷物等の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの。
視覚障害者用時計	視覚障害2級以上の者	5年	触読式 10,300円  音読式 13,300円	視覚障害者が容易に使用し得るもの。
聴覚障害者用通信装置	聴覚障害者又は発声・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者(原則として学齢児以上)	5年	71,000円	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害者等が容易に使用できるもの。

聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	6年	88,900円	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者が容易に使用し得るもの。
人工喉頭	音声言語機能障害を有する障害者等で当該装置の使用により発声又は発語が可能となる者	4年	5,000円	呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの(笛式)
		5年	70,100円	顎下部等にあてた電動版を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの(電動式)
視覚障害者用ワードプロセッサ(共同利用)	視覚障害者	—	1,030,000円	編集及び校正機能を持ち、日本点字表記法に基づき、入力した文章を自動的に点字変換が可能で点字プリンターとの連動により点字文書の作成及び音声化ができるもの。
点字図書	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害者	—	0円	点字により作成された図書。
人工内耳用スピーチプロセッサ	聴覚障害者であって、現に人工内耳を装用している者	5年	200,000円	障害者等が容易に使用し得るもの。
人工内耳用電池	聴覚障害者であって、現に人工内耳を装用している者	-	2,800円 (月額)	障害者等が容易に使用し得るもの

#### 【排泄管理支援用具】

品目	対象者	耐用年数	基準額	備考
消化器系ストーマ装具	直腸機能障害者又は小腸機能障害者であって、ストーマ造設術を行っている者(在宅生活者に限らない。)	-	13,000円 (月額)	低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋。基準額の範囲内で附属品を併せて給付できる。

尿路系ストーマ装具	ぼうこう機能障害者又は小腸機能障害者であって、ストーマ造設を行っている者(在宅生活者に限らない。)	-	15,000円 (月額)	低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収納袋で尿処理用のキャップ付のもの。基準額の範囲内で附属品を併せて給付できる。
紙おむつ(A)	次の各号のいずれかに該当し、排尿排便の意思表示が困難な者かつ医師の意見書により紙おむつが必要と認められる者。ただし、この告示による紙おむつ(B)の給付を受けた者を除く。 (1) ストーマ造設をしていること。 (2) 高度排尿・排便障害であること。 (3) 脳原性運動機能障害であること。	-	12,000円 (月額)	甲賀市介護用品購入費助成事業実施要綱(平成22年甲賀市告示第9号)第3条に規定するもの。ただし、紙おむつ、尿取りパッド及びリハビリパンツ以外のものみの支給はできない。
紙おむつ(B)	次の各号のいずれも満たす者。ただし、この告示による紙おむつ(A)の給付を受けた者を除く。 (1) 肢体不自由又は療育手帳の障害程度が重度以上であること。 (2) 常時おむつを着用している学齢児以上65歳未満の者であること。 (3) 特別障害者手当及び障害児福祉手当を受給していない者であること。 (4) 1月のうち15日以上を在宅で生活している者であること。 (5) 本人に係る住民税が非課税であること。	-	5,000円 (月額)	甲賀市介護用品購入費助成事業実施要綱第3条に規定するもの。ただし、紙おむつ、尿取りパッド及びリハビリパンツ以外のものみの支給はできない。
収尿器	脊髄損傷等による排尿障害により、収尿器を必要とする者	1年	8,500円	採尿器と蓄尿袋とで構成されており、尿の逆流防止装置がついているもの。

#### 【居宅生活動作補助用具】

品目	対象者	耐用年数	基準額	備考
住宅改修費	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害)	-	200,000円	次の各号を目的とする小規模な改修工事を伴うもの。



	<p>に限る。)を有する者であって障害等級3級以上の者(ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上の者)で原則として学齢児以上の者又は、難病患者等であって、下肢又は体幹機能に障害のある者</p> <p>原則1回。ただし、市長が特別に必要と認めた場合はこの限りでない。</p>			<p>(1) 手すりの取り付け  (2) 段差の解消  (3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更  (4) 引き戸等への扉の取替え  (5) 洋式便器等への便器の取替え  (6) その他、住宅改修に附帯して必要となる住宅改修</p>
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

【在宅療養等支援用具】

品目	対象者	耐用年数	基準額	備考
排痰補助装置	身体障害者手帳の交付を受けている重度障害児者であって、神経筋疾患(筋ジストロフィー、筋萎縮性側索硬化症等)のため、常時又は随時排痰を行う必要がある者	7年	824,000円	肺等に貯留した分泌物を効果的に排出できるもの。
動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメータ)	身体障害者手帳の交付を受けており、人工呼吸器の装着が必要な者又は、難病患者等であって、人工呼吸器の装着が必要な者	5年	157,500円	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、障害者等が容易に使用し得るもの。